

# 花き輸出体制構築支援事業（花き輸出の実態及び海外販路調査） に係る業務委託仕様書（案）

本業務仕様書は「花き輸出体制構築支援事業に係る業務」を委託するに当たり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

※本仕様書上で使用する次の語句は以下のような意味として取り扱う。

花き産地：花きの生産を行う生産者及びその集まりであり、JA等の生産部会や生産者団体、農業法人等

## 1 目的

花きの海外輸出に係る検疫等の実態や検疫等へ対応し、輸出を実現している花き産地等の事例を調査することで、県内産地の花き輸出体制の構築を促進する。

また、令和6年度、本県では、国外に花きを輸出する事業者等に対して、本県産花きの輸出の意向や可能性について調査を実施してきたが、主に花き以外の国産品を輸出する事業者等に対しては調査を行っていなかった。そこで、今年度は花き以外を取り扱う輸出事業者や、国産品を取り扱う海外販売店等に対し、県産花きの輸出、販売に対する可能性等について調査を行い、県内産地とマッチングすることで、県産花きの海外輸出の実施促進及び販路拡大を図る。

## 2 業務内容

### (1) 輸出実態調査

#### ア 内容

花きの海外輸出に係る検疫等の実態や検疫等へ対応し輸出を実現している花き産地等の事例を調査する。

#### イ 調査対象

##### (ア) 輸出実態調査

国内及び県産花きの輸出の可能性が見込める輸出相手国における検疫等の輸出に係る条件等について、3品目以上、各1か国以上とし、調査対象等については県と協議して決定する。

※想定輸出相手国：ハワイ他

※想定品目：宿根カスミソウ、リンドウ、サクラ等枝物類他

##### (イ) 先進産地事例調査

検疫等の輸出に係る制約等に対応し、輸出を実現している花き産地1産地以上（国内産地に該当がない場合は海外産地事例も可とする）とし、調査対象等については県と協議して決定する。

#### ウ 時期・期限

令和8年1月末までとする。

### (2) 海外販路等の調査

#### ア 内容

現時点で主に花き以外を取り扱う輸出事業者や、花きを含めた国産品を取り扱う海

外販売店等に対し、今後県産花きの輸出、販売に対する可能性があるかどうか等を調査し、必要に応じて県内産地とのマッチングを行う。

#### イ 対象事業者

主に花き以外の農林水産物や食品等の輸出を行う商社等の輸出事業者及び海外で花きを含め国産品を取扱う海外販売事業者、5者以上とし、対象事業者については県と協議して決定する。

#### ウ 調査項目

##### (ア) 輸出事業者

- ・ 県産花きの輸出の可能性
- ・ 取引のある海外販売事業者及びその取扱い内容等
- ・ 輸出手段等

##### (イ) 海外販売事業者等

- ・ 県産花きの取扱いの可能性
- ・ 取扱い内容等
- ・ 輸入手段等

#### エ 時期・期限

令和8年1月末までとする。

### (3) 業務報告書の作成

2(1)～(2)の実施内容についてとりまとめた業務報告書を作成する。なお、業務報告書には、本県の花き輸出における課題を抽出、整理した内容を記載することとする。

### (4) 工程表の提出

業務着手後、2週間以内に、業務の工程を詳細に記載した工程表を提出する。

### (5) 実施状況の報告

業務進行に関わる打合せ及び進捗状況報告を月1回行うこととする。受託者は進捗状況がわかる資料、工程表等を提出した上で説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出する。

## 3 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を県園芸課の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別紙様式1）
- (2) 委託業務完了届（別紙様式2）
- (3) 委託料請求書（別紙様式3）
- (4) 総括責任者届（別紙様式4）
- (5) その他県園芸課が必要と判断したもの。

## 4 成果品の納入

本業務で取りまとめた業務報告書について、以下のとおり、令和8年2月27日（金）

までに納品する。

- (1) 業務報告書 (A4判で作成、データを印刷したもの。) 2部
- (2) 電子媒体 (一太郎、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したもの。) 2部

## **5 個人情報の取得・保護・管理**

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損出を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関するすべての権利は県に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

## **6 その他**

- (1) 受託者がやむをえない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県園芸課と協議し、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び業務遂行する上で疑義が生じた事項については、県園芸課と協議しなければならない。